

発行所

株式会社FPシミュレーション

大阪府中央区平野町3-1-10 Tel :06-6209-7678

編集発行人:税理士 三輪 厚二 Fax :06-6209-8145

◆ 外国に住む相続人の印鑑証明

Q : 父が亡くなりました。相続人のうち私の妹は、米国人と結婚し、米国籍を取得して、父の死亡前からすでに米国で居住しています。

ところで、遺産分割協議書には印鑑証明書を添付しなければならないそうですが、米国に居住する妹に印鑑証明書はありません。どうすればよいのでしょうか。

A : 米国領事館又は公証人役場で署名について認証を受けてください。

【解説】

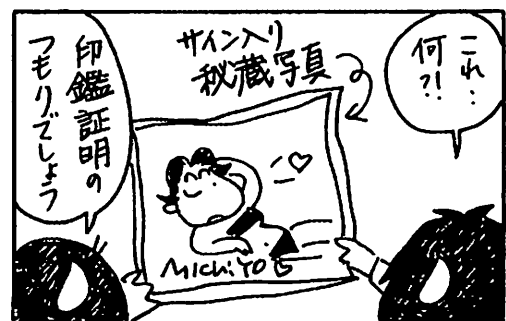
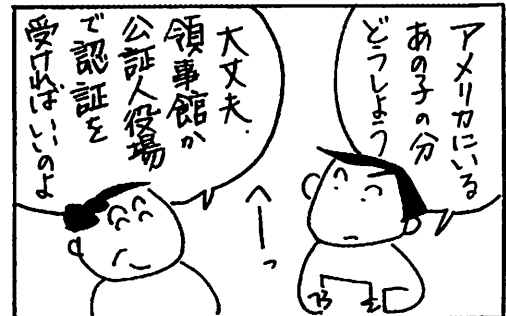
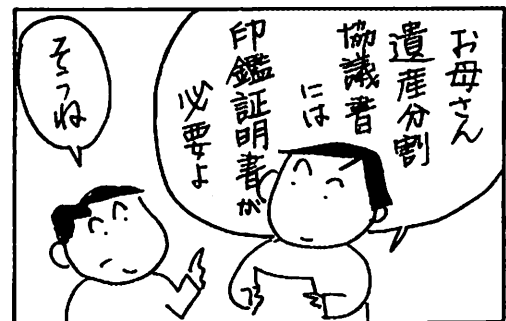
相続人間でそれぞれの遺産の帰属が決まれば、その内容を書面にしておきます。これが遺産分割協議書です。

相続人の1人が米国にいる場合でも、話し合いをして遺産分割協議をする必要があることは、通常の場合とまったく変わりません。ただ、日本に住んでいない人については、印鑑証明書が取れませんので、確かに妹さんが同意して分割協議書がつくられたことをどのようにして証明するかという問題があります。

米国に居住する妹さんの場合、相続税の申告書に添付する印鑑証明書については、次の方法が考えられます。

- (1) 米国領事館で分割協議書の同人の署名について認証を受け、この認証を添付する
- (2) 公証人役場で遺産分割協議書の同人の署名について認証を受け、この認証を添付する

上記の認証を印鑑証明書に代えて遺産分割協議書に添付することになります。



KIMIYO・I